

1 県営林の現況

(1) 県営林の沿革

ア 県有林

本県の県有林の成立の顛末は、県庁北側の議員公舎前の記念碑に記されています。

時の県知事関清英が、乱伐によって荒廃した山を憂い、県自らが森林の経営を行ってその模範を示し、全県下に植林を奨励しようと、明治 37 年（西暦 1904 年）に設立されました。そして明治 38 年 12 月、2 団地 327ha の国有林の払下げを受け、大正元年までに 24 箇所 6,260ha が設置されました。以来、「確固たる県有基本財産を造成すること」及び「中小林業（市町村有林や私有林）の経営模範を県下に示すこと」を主たる目的として管理・経営され、幾多の変遷を経て、現在 37 団地、8,671ha となっています。

イ 県行造林

過剰な木材供給のため荒廃した市町村有林や財産区有林等を主な対象として、治山治水を促進するため、昭和 16 年に「公有林野県行造林規則」を制定し、分収契約による県行造林事業が始まりました。

戦後、分収造林特別措置法の施行に伴い、昭和 33 年に「公有林野県行造林規則」が廃止され、新たに「長野県県行造林要綱」を定め、森林資源の造成、水資源確保等を目的とする分収造林事業に移行しました。

一方、昭和 32 年に通産省から製紙会社の設備の増設に対し「責任造林」の実行勧告が出され、長野県においても拡大造林推進上、県行造林だけでは限度があり、更に県財政の逼迫のため民間資本の導入を図り、拡大造林を推進するため、製紙会社を費用負担者とし、土地所有者、県との 3 者分収造林事業「特殊林県行造林」が昭和 33 年から始まりました。

ウ 経営計画編成の経緯

本県の経営計画は、明治 36 年に樹立した「県有模範林経営計画」が最初の計画です。当時の計画では、県下 75 箇所、7,500 町歩を国有林や御料林の不要存地林野（水源かん養や国土保全のための重要な役割を果たしている森林または良質な林木が生育している森林以外の森林）を 10 年間で購入し、造林は第 3 年目より第 33 年目までの 31 年間で完了させるというものでした。明治 43 年に「長野県有林施業案編成規定」が制定され、施業案を編成しました。

しかし、国から購入した林地のみでは適当なものが極めて少なく、予定面積に達し得なかったため、大正元年の県議会において県有林を 24 箇所、総面積 6,000 町歩とし、購入予定予算の残額 73,600 円を営林資金として別途積立金とし、それより生じる収入と不要林地 300 町歩の売却代金と営林収入により賄う特別会計とすることが承認されたことに伴い、大正 2 年に経営計画が改訂されました。その後戦中戦後の過伐や緊急開拓事業への開拓適地供出等、時代の要請により林況が変わるたびに施業案が見直されてきま

した。

昭和 47 年からは電算システムを導入し、昭和 51 年以降は 5 年ごとに「県営林経営基本計画」を定め、その計画に基づいて事業を実施してきました。

そして、第 7 次計画（平成 14 年～平成 18 年）では、名称を「管理経営計画」に改め、以降森林のもつ公益的機能の維持・増進をより重視した計画となりました。

第 10 次計画では、県政運営の基本となる「長野県総合 5 か年計画」及び森林づくりに関する施策の基本的事項を定める「森林づくり指針」と計画期間を合わせ、整合と調和を図るため、計画期間を 1 年間延長し令和 4 年度までとしました。

経営計画編成の経緯

	経営基本計画	経営計画
	<p>長野県県有模範林経営計画案（明治 36 年県乙 231 号明治 37 年～平成 116 年）</p> <p>第 1 条 長野県県有林は左の目的をもって経営す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確固にして有利なる県有基本財産を造設する ・ 県用土木用材及び県用燃材備林となす ・ 中、小林业の模範を示し以て県下林业の進歩発達に利益せしむる <p>第 2 条 県有林の面積は 7,500 町歩にして県下を通して 75 ヶ所に設置し 1 ヶ所平均面積 100 町歩とす</p> <p>長野県県有模範林経営改訂計画（大正 2 年～平成 84 年）</p> <p>第 2 条 県有林の面積は 6,000 町歩にして県下を通して 24 ヶ所に設置し 1 ヶ所平均面積 250 町歩とす</p>	
第一次	<p>県営林長期経営計画（昭和 47 年度～昭和 96 年度）</p> <p>県営林経営の類型区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産林 ・ 自然休養林 ・ 公益林 ・ 自然保護林 ・ その他 	
第二次 県営林 経営計 画	<p>県営林基本計画（昭和 52 年度～昭和 101 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域林业の振興に寄与する ・ 県の基本財産の造成を図る ・ 森林の公益的機能を十分に発揮する <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 林地区分と経営方法 ② 不法正の是正 ③ 優良材の生産 ④ 経営の合理化 	<p>分期経営計画（昭和 52 年度～昭和 56 年度）</p> <p>経営の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育事業の重点化 ② 計画的拡大造林事業の実施 ③ 制度融資の積極的利用 ④ 優良樹種への転換 ⑤ 林道網の整備 ⑥ 獣害対策
第三次 県営林 経営計 画	<p>経営基本計画（昭和 57 年度～昭和 106 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域林业の振興に寄与する ・ 県の基本財産の造成を図る ・ 森林の公益的機能を十分に発揮する <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機能別区分と経営目標 ② 法正林への誘導 ③ 優良材の生産 ④ 経営の合理化 ⑤ 地域林业の振興 ⑥ 経営指導等の充実 ⑦ 保健休養の場の提供 	<p>経営計画（昭和 57 年度～昭和 61 年度）</p> <p>計画方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育事業の重点化 ② 間伐の推進 ③ 優良材の生産 ④ 病虫獣害対策 ⑤ 林道及び作業道の整備 ⑥ 制度融資等の導入

	経営基本計画	経営計画
第四次 県営林 経営計 画	<p>経営基本計画（昭和 62 年度～昭和 110 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域林業の振興に寄与する ・県の基本財産の造成を図る ・森林の公益的機能を十分に発揮する <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 林地の機能別区分と経営計画目標の明確化 ② 法正林への誘導 ③ 地域林業の振興と経営指導等の充実 ④ 経営の合理化の推進 ⑤ 保健休養の場の提供 	<p>経営計画（昭和 62 年度～昭和 66 年度）</p> <p>計画方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育事業の重点実施 ② 優良材の生産促進 ③ 拡大造林を終息し、広葉樹林の造成を図る。 ④ 病虫獣害対策 ⑤ 林道及び作業道の整備 ⑥ 制度融資等の導入 ⑦ 県行造林の一部繰上伐採（原則として適伐より 5 年を限度） ⑧ 特殊林県行造林の適正な経営、管理を助長 ⑨ 県民の林業体験等、森林・林業とのふれあいの場の提供に努める ⑩ 県有林地の高度利用を促進し、経営の改善に資するよう検討する
第五次 県営林 経営計 画	<p>経営基本計画（平成 4 年度～平成 53 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の模範となる森林経営を行う ・森林の公益的機能を十分に発揮する ・県の基本財産の造成を図る <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 美林の造成をめざす ② 県民に開かれた県有林の創設をめざす ③ 森林経営の確立をめざす 	<p>経営計画（平成 4 年度～平成 8 年度）</p> <p>計画方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健全で活力ある森林の整備 ② 団地の特性を生かした多様な森林づくりの促進 ③ 林道、作業道の経営基盤の整備 ④ 制度融資等の導入 ⑤ 森林とのふれあいの場の提供
第六次 県営林 経営計 画	<p>経営基本計画（平成 9 年度～平成 58 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の模範となる森林経営 ・森林の公益的機能の十分な発揮 ・県の基本財産の造成を図る <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 豊かな森林の造成 ② 森林経営の安定化 ③ 県民に開かれた県有林の活用 	<p>経営計画（平成 9 年度～平成 13 年度）</p> <p>計画方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林管理の充実 ② 団地の特性を生かした多様な森林の整備 ③ 林道、作業道の経営基盤の整備 ④ 合理的な経営の確立 ⑤ 森林とのふれあいの場の提供
第七次 県営林 管理経 営計画	<p>管理経営基本計画（平成 14 年度～平成 63 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林区分に応じた多様な森林 ・森林の公益的機能の維持・増進 ・県民の望む森づくり <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 持続可能な森林管理の推進 ② 多様な森林の造成 ③ 県民の意欲を活かす管理経営体制の構築 ④ 県営林の管理経営に関するノウハウの活用 	<p>経営計画（平成 14 年度～平成 18 年度）</p> <p>計画方針</p> <p>管理経営基本計画に基づいて実施する。</p>

	経営基本計画	経営計画
第八次 県営林 管理経営 計画	<p>管理経営基本計画（平成 19 年度～平成 68 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林区分に応じた多様な森林 ・森林の公益的機能の維持・増進 ・県民の望む森づくり <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①持続可能な森林管理の推進 ②多様な森林の造成 ③県民の意欲を反映した管理経営体制の構築 ④模範林としての役割強化 	<p>経営計画（平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>計画方針 管理経営基本計画に基づいて実施する。</p>
第九次 県営林 管理経営 計画	<p>管理経営基本計画（平成 24 年度～平成 73 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県ふるさとの森林づくり条例」 ・「森林づくり指針」 <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①持続的な森林資源の利用の推進 ②地域の特性に応じた豊かな森林づくり ③県営林の利活用による地域活動の推進 ④模範林としての役割強化 	<p>経営計画（平成 24 年度～平成 28 年度）</p> <p>計画方針 管理経営基本計画に基づいて実施する。</p>
第十次 県営林 管理経営 計画	<p>管理経営基本計画（平成 29 年度～平成 78 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県ふるさとの森林づくり条例」 ・「森林づくり指針」 <p>を基本に次の事項を経営の基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①持続的な森林資源の利用の推進 ②地域の特性に応じた豊かな森林づくり ③県営林の利活用による地域活動の推進 ④模範林としての役割強化 	<p>経営計画（平成 29 年度～平成 34 年度）</p> <p>計画方針 管理経営基本計画に基づいて実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 搬出間伐の実施 ② 森林 GIS 等を活用した森林管理 ③ 県有林利活用による地域活動の推進 ④ 主伐・更新技術の調査研究、J クレジットの活用

(2) 地況及び林況

ア 地勢等

県営林は県内各地域に所在し、自然状況等から東信、南信、中信、北信の 4 ブロックに分けられます。

(ア) 東信地域

佐久、上小地区を含めた千曲川上流地域で、千曲川の源流をなす水源地帯です。県営林は標高 650m～1,720m に所在しています。八ヶ岳山麓、菅平一帯の県営林は、比較的緩傾斜地で火山灰と一部安山岩を母材とする地質で、土壌はほとんど黒色土壌です。その他の地域の県営林は、急傾斜地が多く古生層～第 3 紀層等で地質も複雑です。

気象及び標高などの自然条件からカラマツの適地でもあり、県営林の多くがカラマツで占められています。

(イ) 南信地域

諏訪、伊那谷、木曽地域を含めた天竜川上流、木曽谷地域で、県営林は標高 550m～2,045m に所在しています。

諏訪地域の県営林の地質は、緑色凝灰岩及び安山岩質凝灰角礫岩、上伊那地域は結晶片岩類の三波川帯や領家帯の花崗岩類、木曽地域は古生層で各地域とも地勢は急峻ですが比較的安定しています。

南信州地域所在の県営林は、花崗岩の深層風化を受けた脆弱な地質に加え地勢が急峻なため、崩壊の危険が高くなっています。

標高の高い場所に県営林が多いことから、カラマツの占める割合が多くなっていますが、伊那谷の比較的土壌の肥沃な地域ではヒノキが多く植栽されています。

(ウ) 中信地域

松本、大北の中部山岳地域で、県営林は標高 800m～1,300m に所在しています。

この地域の中央を南北に糸魚川ー静岡構造線が縦断しており、構造線の東西で大きく二分されます。

構造線西部に所在の県営林は、花崗岩地帯や砂岩、礫岩の古生代二畳紀に、東部に所在するものは、小川層に属します。また、松本地域の中心高原地域に所在する県営林は、内村層等に属します。東部の大部分は、第三紀層の泥岩、砂岩、礫岩等となっており、地すべりの発生しやすい地質となっています。

植栽樹種としては、他地域と同様にカラマツが多くを占めますが、松本地域ではアカマツも多く、北安曇地域でのスギなど地域の特性に合った樹種が植栽されています。

(エ) 北信地域

長野、上・下高井、上・下水内の千曲川下流地域で、県営林は標高 580m～1,560m に所在しています。

長野市以北に所在する県営林は、第四紀層安山岩類、野尻湖層、泥岩、玄武岩等が主体をなし、長野市以南に所在する県営林は第三紀安山岩類に属します。西部地域に所在する県営林は、第三紀層の泥岩、砂岩、礫岩等で、地質が脆弱で地すべり等の発生しやすい地質となっています。

植栽樹種としては、標高の高い場所を中心にカラマツが最も多いものの、長野地域の北部から北信地域にかけては、スギの占める割合が大きくなっています。

イ 気象

長野県は日本の屋根といわれる日本アルプスなど、2,000～3000m 級の山岳に囲まれ、典型的な内陸気候です。気温は寒暖の差が大きく、特に、松本、諏訪、佐久地方が顕著です。県北部や中部の平地では、降水量は年間1,500mm 以下となり、比較的少なく、南部では多くなっています。積雪は、山岳地帯及び信越県境地方が多く150センチメートルを越える地域があります。

観測地	気温			降水量	最深積雪
	平均 (年間)	最高 (日平均)	最低 (日平均)		
	°C	°C	°C	mm	cm
長野	12.3	17.8	7.9	965.10	33
松本	12.2	18.4	7.2	1,045.10	26
飯田	13.1	19.1	8.3	1,688.10	20
諏訪	11.4	16.8	7.0	1,301.50	21
軽井沢	8.6	14.6	3.8	1,246.20	35

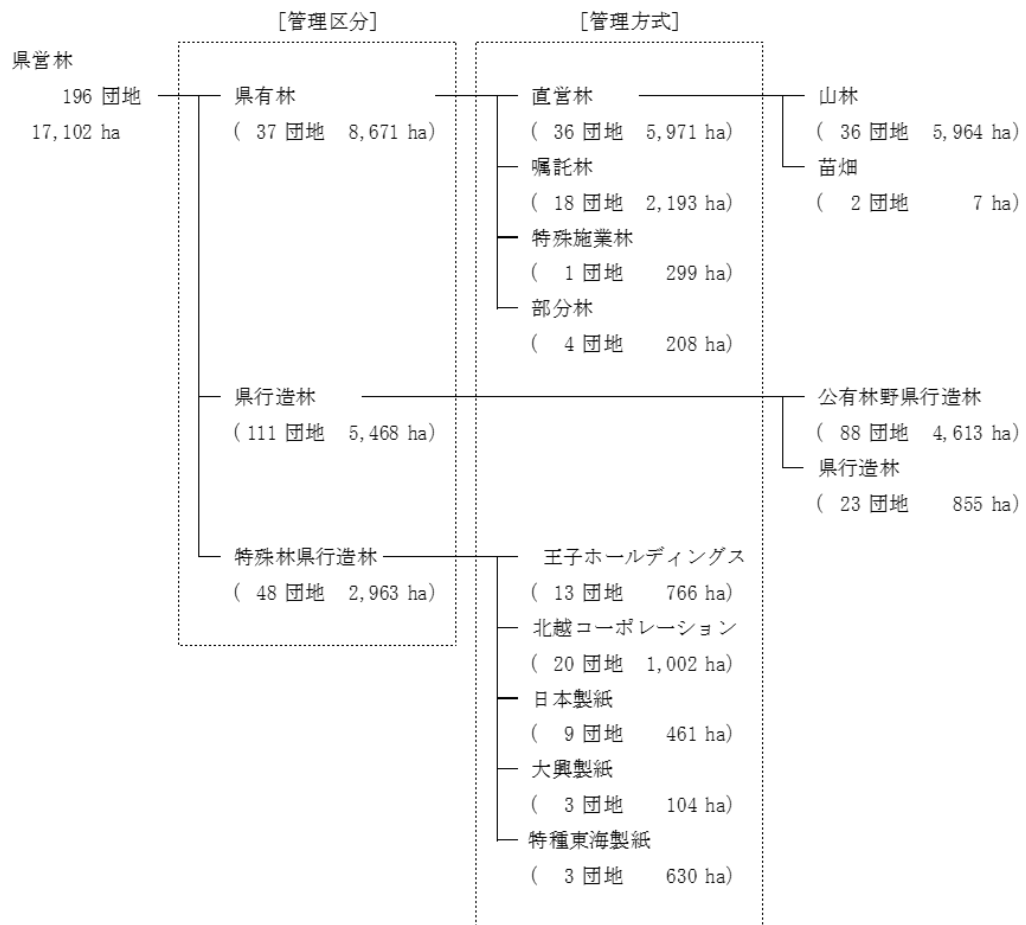
(注) 気象庁ホームページ「過去気象データ」より (1991～2020年の平均)

(3) 県営林の現況 (令和4年3月31日現在)

ア 管理体制



イ 管理区分別面積



注)

- 直営林 ... 県が直営で管理する県有林
- 嘱託林 ... 旧長野県県有模範林嘱託規則に基づき管理する県有林で嘱託市町村は労務の確保と労務費の一部を負担する。主伐、分収後は直営林に移行する。
- 部分林 ... 県が県有林所在市町村の公共団体・公共の団体（以下「造林者」という。）と部分林契約を締結し、造林者が造林事業を行い、部分木は県と造林者の共有とし分収する。
- 特殊施業林 ... 「特殊林施業林の実施について」（昭和50年営林第62号）及び特殊施業林契約書に基づく県有林で、県有林所在市町村は労務の確保と労務費の一部を負担する。

ウ 森林資源の現況

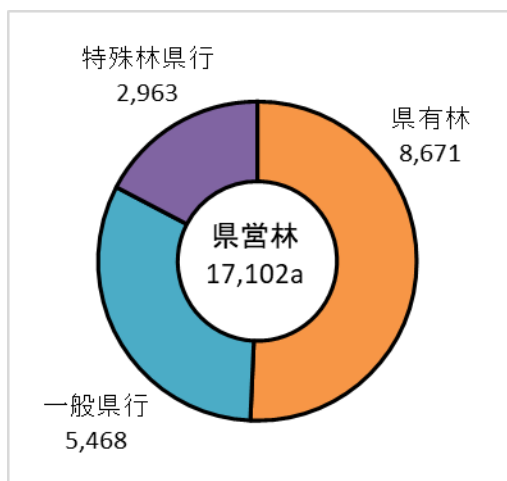
県営林の面積は、17,102ha で長野県の民有林面積の 2.5%にあたり、蓄積は 2,895 千³ となっています。このうち人工林は 13,120ha、人工林率は 77%で、民有林の人工林率 49% を大幅に上回っています。

表 1-1 県営林現況

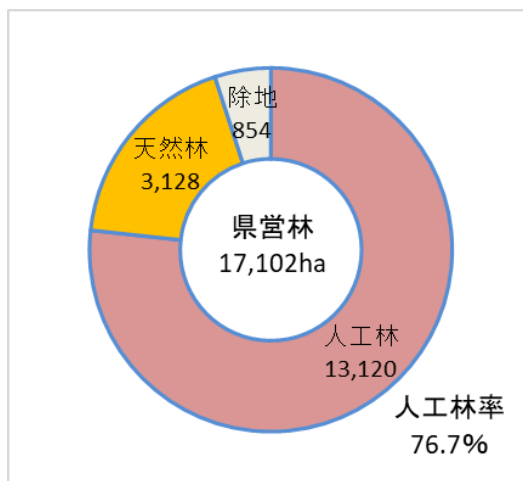
単位：ha、千³

管理区分	団地数	面積	人工林率		蓄積
			うち人工林	人工林率	
県有林	37	8,671	5,692	65.6%	1,294
一般県行	111	5,468	4,720	86.3%	1,024
特殊林県行	48	2,963	2,708	91.4%	578
計	196	17,102	13,120	76.7%	2,895
民有林全体	-	687,107	334,850	48.7%	138,844

グラフ 1-1 県営林の面積内訳



グラフ 1-2 県営林の人天別内訳



県営林の森林資源は、昭和 30～40 年代の拡大造林による人工林が中心で、11～14 齢級がピークとなり、利用段階を迎えています。

なお、著しい齢級構成の偏りがみられるため、持続的な森林資源の利用を図るためには、齢級構成の平準化を図っていく必要があります。

表 1-2 県営林の齢級構成 (人天別)

単位：ha

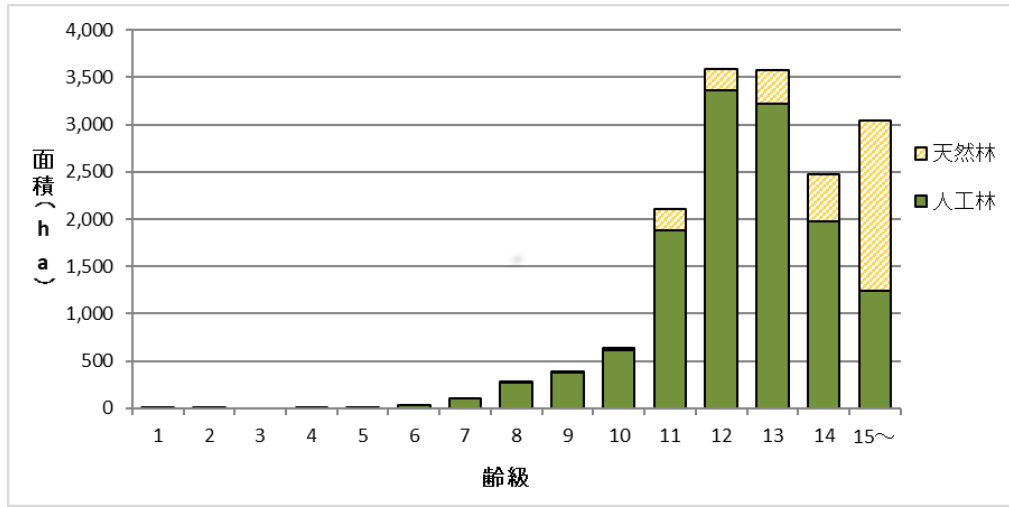
区分	齢 級															計	除地等	計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15以上			
人工林	12	7	0	7	2	32	102	269	374	619	1,886	3,366	3,215	1,981	1,248	13,120		13,120
天然林	0	0	0	0	0	0	0	1	19	16	216	225	362	497	1,792	3,128		3,128
計	12	7	0	7	2	32	102	270	393	635	2,102	3,591	3,577	2,478	3,040	16,248	854	17,102

表 1-3 人工林の齢級構成 (管理区分別)

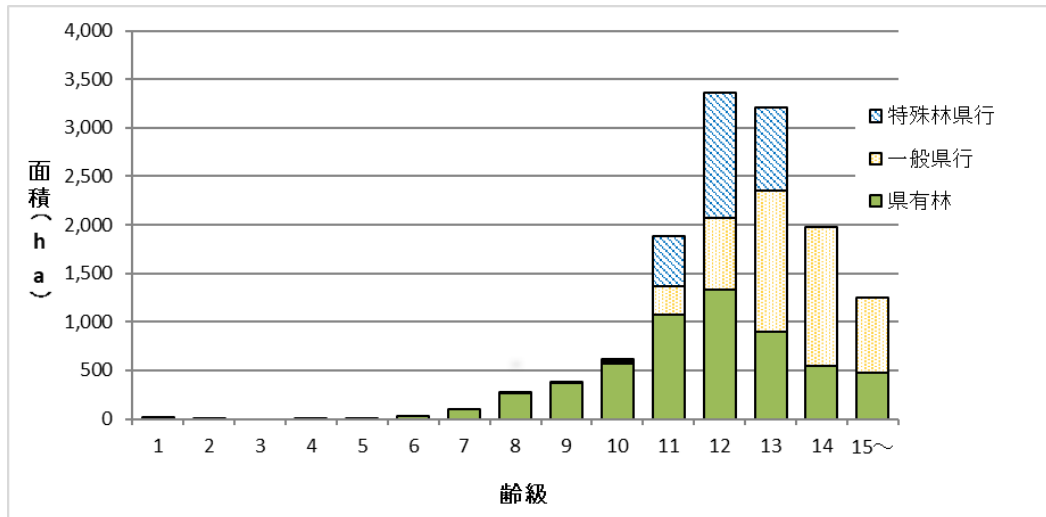
単位：ha

区分	齢 級															計	その他	計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15以上			
県有林	12	7	0	7	2	32	102	263	373	570	1,079	1,336	893	541	475	5,692		5,692
一般県行	0	0	0	0	0	0	0	6	0	19	289	733	1,460	1,440	773	4,720		4,720
特殊林県行	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	518	1,297	862	0	0	2,708		2,708
計	12	7	0	7	2	32	102	269	374	619	1,886	3,366	3,215	1,981	1,248	13,120		13,120

グラフ 1-3 県営林の齢級構成（人天別）



グラフ 1-4 うち人工林の齢級構成（管理区分別）



樹種別面積では、人工林の73%をカラマツが占めています。

県有林は多様な樹種で構成されていますが、県行造林ではカラマツが全体の8割を超える割合となっています。

表 1-4 県営林の樹種別面積

単位:ha

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	その他広	除地等	計
県有林	632	653	762	3,600	294	2,286	444	8,671
一般県行	147	164	496	3,955	25	376	305	5,468
特殊林県行	203	9	386	2,112	0	148	105	2,963
計	982	826	1,644	9,667	319	2,810	854	17,102

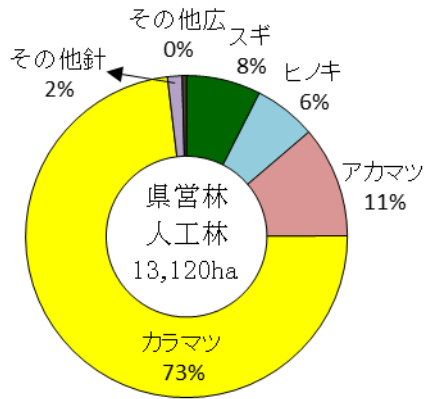
※除地等は施設敷・無立木地を含む

表 1-5 うち人工林の樹種別面積

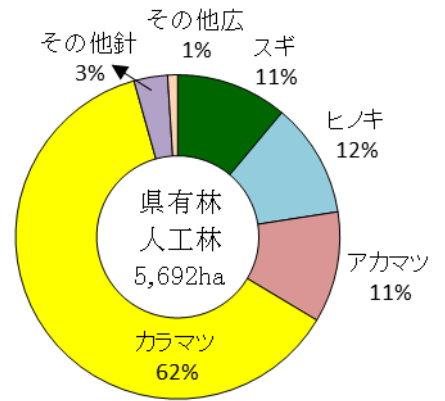
単位:ha

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	その他広	計
県有林	632	650	630	3,532	191	57	5,692
一般県行	147	163	452	3,956	2	0	4,720
特殊林県行	203	9	384	2,112	0	0	2,708
計	982	822	1,466	9,600	193	57	13,120

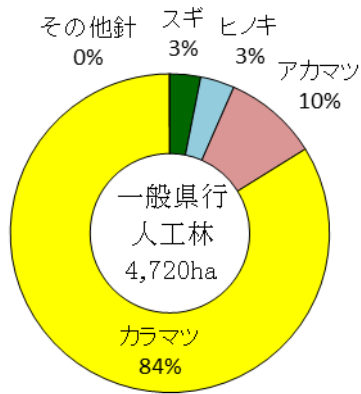
グラフ 1-5 県営林の樹種別構成【人工林】



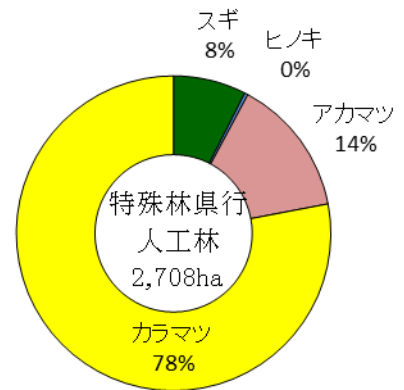
グラフ 1-6 県有林の樹種別構成【人工林】



グラフ 1-7 一般県行造林の樹種別構成【人工林】



グラフ 1-8 特殊林県行造林の樹種別構成【人工林】



蓄積でもカラマツが最も多く、全体の 69%を占めています。また、単位当たりの蓄積も増加しており、利用段階を迎えている林分が多くなっています。

表 1-6 県営林の蓄積

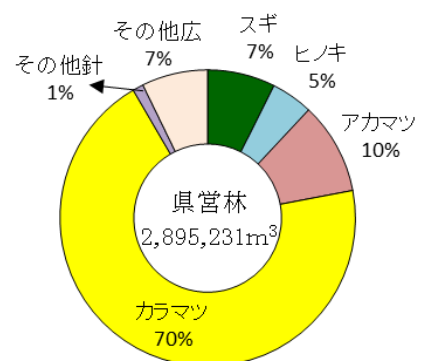
単位：m³

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	その他広	計
県有林	137,383	103,203	132,294	715,046	31,348	174,263	1,293,537
一般県行	30,694	26,835	86,901	848,062	2,771	28,380	1,023,643
特殊林県行	46,646	2,018	71,290	451,357	24	6,716	578,051
計	214,723	132,056	290,485	2,014,465	34,143	209,359	2,895,231

表 1-7 樹種別単位当たり蓄積

樹種	材積 (m ³)	面積 (ha)	単位当たり (m ³ /ha)
スギ	214,723	982	219
ヒノキ	132,056	826	160
アカマツ	290,485	1,644	177
カラマツ	2,014,465	9,667	208
その他針	34,143	319	107
その他広	209,359	2,810	75

グラフ 1-9 県営林の樹種別蓄積構成



(4) 県営林の歴史

ア 第1期 県有林創生期（明治37年～大正元年）

(ア) 県有林の創設

明治29年から31年の3年にわたる水害や、県下の工業の発展に伴い薪炭用材が年々不足していた状況打開のため、明治32年4月18日、長野県知事園山功は造林事業の奨励のため、県事業として苗畑を設けて苗木を養成し、無償で配布する旨を告諭しました。

さらに4年後の明治36年、時の県知事関清英は県自ら率先して森林の経営を行い、現実の模範を示そうと、その年の10月に「長野県県有林経営計画書」を作成し、明治36年12月18日の県議会に県有林経営の議事を諮り、満場一致で可決され、翌37年に県有林が創設されました。

【長野県県有林経営計画書（抄）】

●取得計画

県下7,500町歩、75ヶ所以内に県有林を設置し、10年間で国有林や御料林の不要林地の払い下げにより面積を確保する。

●植栽計画

樹種	スギ・ヒノキ	カラマツ	アカマツ	広葉樹	計
面積（町歩）	2,280	760	3,280	1,060	7,380

●作業級

作業級	林種	樹種	輪伐齢	年伐面積	常備林地
第一	高林	杉・ヒノキ	40年	2町	80町
第二	〃	〃	80	10	800
第三	〃	〃	160	2	320
第四	〃	〃	180	6	1,080
第五	〃	カラマツ	40	3	120
第六	〃	〃	80	4	320
第七	〃	〃	160	2	320
第八	〃	アカマツ	80	17	1,360
第九	〃	〃	160	3	480
第十	〃	〃	180	8	1,440
第十一	中林	クリ、ケヤキ、クスギ等	80	7	560
第十二	〃	〃	160	2	320
第十三	〃	〃	180	1	180
除地					120
計				67	7,500

(イ) 県有林の造成

明治 38 年 12 月 5 日、切原（現佐久市）及び御代田（御代田町）の 2 団地を購入して本格的に経営が始まり、以降大正元年までに 24 団地(25 箇所)6,260ha 購入しました。当初計画では、全て無立木地を購入し、植栽する予定でしたが、575ha の立木地があったため、明治 42 年に施業案の作成に着手しました。

無立木地に対する植栽は、明治 40 年から着手し、899ha 植栽しました。植栽木の内訳は、スギ 118ha、ヒノキ 159ha、アカマツ 329ha、カラマツ 175ha、その他広葉樹（ケヤキ、クリ、クヌギ、キリ、カシワ等）118ha でした。

(ウ) 苗畑

創設当初県有林の植栽用苗木の養生を目的として松本市桐に県有模範林苗畑が設置されましたが、明治 40 年に歩兵第 50 連隊の兵営の敷地となったため、宗賀（現塩尻市桔梗ヶ原）に移転しました。

しかし、苗畑は植栽地から遠く苗木の枯損や運搬費の増加等不便だったため、明治 42 年度で廃止となり、苗木は明治 32 年から始まった植樹奨励費による養苗または購入した県設苗木の供給を受け、植栽地付近に移植苗畑を設けました。

(エ) 管理体制

明治 38 年 12 月 15 日、県有林嘱託規則（長野県告示第 237 号）が制定されました。この規則において、市町村財政の造成と林業思想の涵養を目的として、県有林の所在する市町村又は市町村内の区に植栽や下刈つる切り等の保育、防火線や獣害防除等の森林保護作業と巡視を嘱託するものと決めました。県は苗木の供給と管理費を負担しました。嘱託された市町村及び区はその作業に要する費用を負担しなければなりませんでしたが、作業に伴う雇用は地元限定されたほか、主間伐収入やきのこ等の副産物収入があったときは、収入の一部が分与金として県から交付され、20 年生以下の間伐木の付与、自家燃料用に枯損木の特売等の特典がありました。しかし、人件費の高騰により嘱託市町村の負担が大きくなったので、明治 44 年から作業費の半額以内を県が手当金として交付しました。

県有林の管理部門は内務部林務課に置かれ、創設当初は県有林長 1 名、技手 2 名、雇人 1 名の体制でしたが、明治 40 年から技手 3 名とし、1 名を苗畑専任とし、他の 2 名は各種事業の施行にあたりました。明治 42 年度限りで県有模範林苗畑が廃止されると、技手を 1 名減じて技手 2 名、雇人 2 名体制としました。

イ 第 2 期 県有林育成期（大正 2 年～昭和 11 年まで）

(ア) 特別会計のはじまり

明治 37 年に立案された経営計画書に沿って明治 38 年から林地を順次購入しましたが、経営林地として適当なものがなく、当初購入計画の 8 年間では予定面積の 7,500 町歩に達することが困難となったので、大正元年の県会において購入面積 6,300 町歩のうち県有林を 6,000 町歩に限定し、購入予定代金の残額 73,600 円を経営基金として別途積み立て、基金から生じる収入と不要存林地約 300 町歩の売却代金、森林の収入をもって経

営費に充て大正2年度から特別会計とすることが承認されました。

(イ) 県有模範林経営改訂計画書

特別会計が承認され、県有林面積が確定されたことに伴い、大正2年に当初経営計画を改訂しました。

a 植栽計画

樹種	ヒノキ	スギ	アカマツ	カラマツ	計
面積(町歩)	1,665	613	323	1,443	4,044

b 伐期

樹種	ヒノキ	スギ	アカマツ	カラマツ	雑
伐採着手年度	61年目	46年目	35年目	29年目	1年目
第1回終了年度	160年目	105年目	84年目	68年目	20年目
年伐面積	20町歩	12町歩	12町歩	43町歩	12町歩

c 施業体系

スギ(千葉県清澄スギ収穫表2等地に準ずる)

間伐回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	主伐
年度	10	15	20	25	30	40	50	60
直径(寸)	1.2	2.5	3.4	4.3	5.2	6.6	8.0	9.5
樹高(間)	1.9	3.2	4.8	6.2	8.0	10.0	11.5	13.0
現在本数	3,000	2,700	2,295	1,836	1,469	1,175	999	894
間伐率(%)	10	15	20	20	20	15	15	
間伐本数	300	405	459	367	294	176	150	

ヒノキ(和歌山県尾鷲ヒノキ収穫表2等地に準ずる)

間伐回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	主伐
年度	15	20	30	40	50	60	80	100
直径(寸)	2.0	3.0	4.5	5.8	7.2	8.5	10.5	12.0
樹高(間)	3.0	4.5	6.3	7.8	9.3	10.5	12.5	13.5
現在本数	3,000	2,700	2,295	1,836	1,469	1,175	940	799
間伐率(%)	10	15	20	20	20	20	15	
間伐本数	300	405	459	367	294	235	141	

アカマツ（関東地方アカマツ収穫表 2 等地に準ずる）

間伐回数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回		主伐
年度	10	15	20	25	30	40		50
直径(寸)	2.4	3.2	4.2	5.5	6.8	8.5		9.5
樹高(間)	2.5	3.8	5.2	6.7	8.0	9.5		13.5
現在本数	4,000	3,000	2,250	1,688	1,215	910		728
間伐率(%)	25	25	25	28	25	20		
間伐本数	1,000	750	562	473	305	182		

カラムツ（秋田長野大林区収穫表参考）

間伐回数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回			主伐
年度	10	15	22	27	32			40
直径(寸)	2.5	3.5	6.2	7.8	8.8			9.5
樹高(間)	3.5	4.5	6.8	8.5	9.8			11.5
現在本数	2,700	2,160	1,728	1,296	972			778
間伐率(%)	20	20	25	25	20			
間伐本数	540	432	432	324	194			

(ウ) 植栽

新植面積は、明治 40 年から昭和 4 年 12 月まで 2,821ha、その内訳はスギ 272ha、ヒノキ 920ha、カラムツ 1,214ha、アカマツ 318ha、その他広葉樹は 96ha でした。

(エ) 間伐

間伐は、明治 44 年から大正 6 年までは土地購入前の既植栽地に対して実施し、県の植栽木に対してはそれ以降に実施しました。間伐割合は第 1 回、第 2 回とも 15～20%でしたが、間伐材利用の拡大と成林状況により強度間伐の必要を認め、大正 10 年からは本数で 30～50%または材積の 20～35%を標準としました。明治 44 年から昭和 3 年までに 800ha 実行しました。そのうち 317ha が収入間伐でした。

(オ) 獣害防除

植栽木に対する被害のなかで、兎の害が甚だしく、大正 4 年から嘱託市町村に手当金を支給し、冬季農閑期において青年会あるいは軍人分会員等が年中行事の一つとして野兎を駆除しました。

(カ) 嘱託村長会

大正 5 年度から、県有林業務の進捗を図る目的で嘱託村長会を毎年 1 回（大正 11 年からは隔年）開催し、業務の遂行について協議する場を設けました。

(キ) 苗木の生産

大正 6 年度に県設苗畑が廃止されたことに伴い、苗木を自給する必要が生じたため、大正 7 年度から宗賀（現塩尻市）、伍和（現阿智村）、富士里（現信濃町）の 3 箇所県有林附属の苗畑を設けて幼苗を育成し、山地付近の移植苗畑において山行苗木を養成し

ました。

大正 8 年 5 月の国庫補助金交付規定（農商務省令第 16 号樹苗養成奨励規則）の発布に伴い、国庫補助を受けて苗木生産事業を実施しましたが、効率化を図るため大正 12 年以降は苗畑を宗賀 1 ヶ所にまとめました。

(ク) 管理体制

引き続き苗木養成並びに伐採事業を除く造林事業及び保護関係の事業を全部地元市町村に嘱託していましたが、人件費の高騰により嘱託市町村の負担が大きくなり、造林事業の進捗に支障が生じるようになったので、明治 44 年から実行経費の半額以内を県が手当金として交付し、さらに大正 2 年から実行経費の半額を手当金として交付し、除間伐事業については全額県費支出としました。

昭和 10 年から担当部局は内務部林務課から経済部林務課に変わりました。

ウ 第 3 期 戦時体制期（昭和 12 年～昭和 20 年まで）

昭和 12 年に日華事変が勃発してから時局は太平洋戦争へと発展し、戦力増強の名のもとに全体の三分の一に相当する約 1,900ha に亘る伐採を余儀なくされました。また、陸軍の演習場として昭和 18 年に南牧県有林 417ha（台帳面積 374ha）を陸軍省に供出しました。

昭和 16 年、過剰な伐採のため荒廃した市町村有林や財産区有林等を主な対象として、市町村の基本財産の造成と治山治水を進めるため、「長野県公有林野県行造林規則」が制定され、県が地上権の設定を行い、造林事業を実施しました。昭和 17 年から昭和 20 年までの間に 161ha を植栽しました。県行造林事業は一般会計により実施されました。

エ 第 4 期 戦後復興期（昭和 21 年～昭和 32 年）

(ア) 県有林が戦後復興に果たした役割

自作農創設特別措置法により昭和 22 年から昭和 30 年まで、開拓適地の解放として 770ha の伐採を余儀なくされました。その他開拓入植者のための住宅用材や御牧ヶ原修練農場、浅間高原開発指導農場、県営護岸工事、県営住宅等県の土木事業用材、更に地元市町村の公共事業や学制改革による新制中学建設用材として払い下げ、また県庁用の燃料として波田県有林において製炭事業を行うなど、直接県財政に寄与しただけでなく、県下の公共・公益事業のために役立ってきました。さらに昭和 28 年に県下を襲った未曾有の凶作に際しては、県財政逼迫の折凶作対策費捻出の財源として伐採されました。こうして昭和 21 年から昭和 30 年の 10 年間で伐採面積は主伐 1,500ha、間伐 1,440ha、材積は主伐・間伐合わせて 87,850m³ を復興資材として提供しました。

(イ) 県有林の購入及び処分

昭和 18 年に南牧県有林を陸軍省に提供しましたが、戦後大蔵省（現財務省）に移管され、野辺山開拓事業実施に伴い、自作農創設特別措置法に基づき農林省（現農林水産省）に所管換えとなりました。しかし、標高 1400m 以上の高冷地のため開拓地として不向きだったので、元県有林を縁故として、昭和 26 年に国から 338ha を買い戻しました。

昭和 27 年には、南小谷県有林の隣接地で三井木材工業株式会社所有山林 47ha を、昭

和 29 年には箕輪町において苗畑用地（現中箕輪苗畑）として 6ha 買収しました。一方、昭和 30 年に赤穂県有林（駒ヶ根市）250ha を駒ヶ根市赤穂財産区有林と交換のうえ信州大学農学部附属演習林として提供しました。その結果、昭和 30 年末までに県有林面積は 24 団地（うち苗畑 2 団地）4,980ha となりました。

（ウ）事業実施状況

前述のとおり県有林の伐採面積は増加しましたが、856ha の植栽を実施しましたので、昭和 29 年度末では、普通施業地 4,126ha のうち人工造林地は 3,263ha、造林未済地は 110ha を残すのみとなりました。県行造林事業では、3,390ha の植栽を実施しました。

間伐は全て収入間伐を実施しました。昭和 28 年度から立木処分による間伐事業が不適当である林分に対して、県直営で間伐を実施し素材を生産する「素材生産事業」が始まりました。

林道事業については、昭和 8 年から着手し、戦後の収穫事業の増加に伴い奥地へと事業地が移行していったことに伴い開設を進めたため、開設延長は戦後 10 年間で 20,042m となりました。

県有林の管理部門は、昭和 23 年に林務部治山課に変わり、県有林係と造林係の 2 係が設置されました。

オ 第 5 期 拡大造林推進期（昭和 33 年～昭和 46 年）

（ア）県有林の拡充

戦後の開拓地開放や赤穂県有林の処分により県有林の面積が減少したため、民有林面積の 5% の面積を目標として県有林の拡充を図りました。

市町村財産区有林から取得した県有林は、高遠県有林、南箕輪県有林、福島県有林、下諏訪県有林、本郷県有林（松本市）、堀金県有林、三岳県有林でした。これら公有林を売却した市町村は、その売却益を市町村合併に伴う負債の解消や、学校の改築、上下水道事業等の公共事業の費用に充てました。

私有林から取得した県有林は、駒ヶ根県有林、長谷県有林、大鹿県有林、智里県有林（下伊那郡阿智村）、和合県有林（下伊那郡阿南町）、大平県有林（飯田市）、北小谷県有林でした。このうち災害や過疎による集団移住の費用に充てるため、購入された県有林は駒ヶ根県有林、長谷県有林、大鹿県有林、大平県有林、北小谷県有林でした。

苗畑に関しては、昭和 39 年に本県のスギ代表品種「くますぎ」挿木養成の確保を目的として須坂市に米子苗畑を設置しました。

（イ）分収林造林事業の拡大

昭和 33 年「分収造林特別措置法」が制定されると「長野県公有林野県行造林規則」を廃止し、新たに「長野県県行造林契約要綱」を制定し、分収割合をそれまでの造林者：土地所有者＝5：5 から、全国標準の 6：4 に変更しました。昭和 46 年に契約地 135 団地、6,122ha の植栽が完了しました。

また、県（造林者）と市町村等（土地所有者）と費用負担者との間に収益分収を目的として造林する「特殊林県行造林」が、王子製紙、北越製紙、大昭和製紙（後に日本製

紙と合併)が費用負担者となって、昭和33年に13団地775haの契約を締結し、スタートしました。以降本州製紙(後に王子製紙と合併)、大興製紙、東海パルプの3社も加わり、契約面積が57団地3,551haとなり、昭和49年までに植栽を完了しました。

(ウ) 県有林の処分

高度成長期に入り、観光開発事業用地として昭和38年に北山県有林(茅野市)の一部、昭和44年に高岡県有林(飯綱町)が県企業局に処分されました。その結果、昭和46年度末の県有林面積は36団地、8,720haとなりました。

(エ) 一般会計への繰出し

一般林道事業費や林業指導所建設、林業機械化センター建設等その時々々の行政需要に応じて県有林事業の剰余金を一般会計に繰出しました。中でも一番大きい繰出額は昭和39年から昭和42年の4年間に渡る県庁舎の建設資金3億円でした。これは、県庁の建設資金の3割に相当する額でした。昭和21年から昭和42年までの20年間に3,300ha余が伐採されました。

この伐採に伴い、嘱託規則に基づく分与金が嘱託市町村に交付され、学校や役場の建設、公営住宅の建設などに活用され、市町村財政を支えました。

(オ) 管理体制

昭和36年までは、所在市町村に嘱託する経営方式でしたが、以降は嘱託規則を廃止し、昭和36年以前の植栽木に対しては嘱託林制度を残し、対象木が伐採された以後は直営林に順次移行していく形となりました。

昭和37年に県営林室が設置され、経営係と事業係が設置されました。

昭和39年には特別会計設置条例が制定され、それまで一般会計で執行していた県行造林事業を特別会計で執行することとなりました。

(カ) 県営林協会

県有林の円滑な運営と、会員相互の親睦を図る目的で昭和29年「県有林協会」が発足しましたが、昭和38年に県行造林地の拡大に伴い、県行造林所在市町村を包含した県営林所在市町村及び団体を会員とした「県営林協会」になりました。県営林事業に係る功労者の表彰や研修会の実施、刊行物を発行して県営林の広報を担うなど様々な活動を行いましたが、平成15年度をもってその役割を終え解散しました。

カ 第6期 経営計画実践期(昭和47年～現在)

(ア) 県有林の拡充

昭和51年に試験研究を目的として檜川国有林を購入しました。この檜川県有林は現在、林業総合センターの試験林として活用されています。

昭和54年には、高遠町の財政上の都合(トンネル建設)により、芝平地区の区有林が県に売却され、高遠第二県有林が誕生しました。

平成元年度には、県総務部が管理していた野尻湖のほとりにある森林が林務部に所管

換えとなり、縦ヶ崎県有林が誕生しました。

(イ) 県営林の処分

昭和 51 年は、諏訪地区の県行造林を観光事業開発のため契約を解除しました。

県有林は主に道路敷やダム用地など公共事業用地として処分されました。

平成 17 年度に宗賀苗畑を警察本部へ所管換え、令和 2 年度に福島県有林が林業大学校へ所管換えになりました。

(ウ) 管理経営状況

昭和 47 年になると、県有林の齢級構成は 25 年生以下の林分がおよそ 7 割を占め、保育費が嵩むとともに、伐期前の繰上げ伐採を行うことがままならず、自主財源の確保が難しくなっていました。そのため、農林漁業金融公庫の資金を活用して事業を実施することとし、経営計画を 5 年ごとに樹立することとなりました。

間伐の省力化のため、小海県有林で機械化林業システムの検証や、高遠県有林や芝原県行造林において列状間伐を実施するなど、当時としては先進的な取り組みを行い、模範林としての役割を果たしました。

経営の目標は、昭和まで法正林を目指すことを掲げていましたが、平成の時代に入ると、「多様な森林づくり」にシフトし複層林や広葉樹林の造成、伐期の長期化を図るようになりました。

県営林の管理体制は、昭和 53 年度県営林室から営林指導課になり、県営林経営係、県営林事業係の体制となりました。昭和 57 年度から県営林係に統合され、緑化推進課、林業振興課、森林づくり推進課と幾多の変遷を経て現在に至っています。

(エ) 苗木生産

拡大造林の終焉を迎え、昭和 63 年で苗木生産事業が終了しました。現在苗畑は母樹林、採種園として活用しています。令和元年から令和 3 年にかけて、小海県有林のアカマツ母樹林を伐採後、新たにカラマツ採種園を造成しました。